

カ 自動排泄処理装置 (尿のみを自動的に吸引する 機能のものを除く)	次のいずれにも該当する者 (一) 排便が全介助を必要とする者 (二) 移乗が全介助を必要とする者	基本調査 2-6 「4. 全介助」 基本調査 2-1 「4. 全介助」
--	--	--

表1のうち、アの(二)、オの(三)については、該当する基本調査項目がないため、主治医から得た情報および福祉用具専門相談員等が参加するサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより、指定居宅介護(介護予防)支援事業者が判断してください。ただし、その記録は残しておいてください。